

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	新明和工業株式会社			コード	7224
提出日	2023/6/8	異動（予定）日	2023/6/27		
独立役員届出書の提出理由	・属性情報の記載内容に変更があるため				
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし	
1	苅田祥史	社外取締役	○										△				有
2	長井聖子	社外取締役	○												○		有
3	梅原俊志	社外取締役	○												○		有
4	金田友三郎	社外監査役	○						△								有
5	杣山栄理	社外監査役	○									○				訂正・変更	有
6	木村文彦	社外監査役	○												○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	苅田氏は、2011年4月から2015年3月まで株式会社日立製作所の執行役常務を務めておりました。同社と当社の間には製品の売買等の取引がありますが、その年間取引額が同社及び当社の売上高に占める割合はいずれも1%未満であります。	東京証券取引所が定める独立性基準に抵触するような事由はなく、また同氏がかつて所属した株式会社日立製作所と当社との間には取引関係があるものの、左記のとおりその年間取引額が同社及び当社の売上高に占める割合はいずれも1%未満と僅少であり、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断したことから、独立役員に指定しております。
2	—	東京証券取引所が定める独立性基準に抵触するような事由はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断したことから、独立役員に指定しております。
3	—	東京証券取引所が定める独立性基準に抵触するような事由はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断したことから、独立役員に指定しております。
4	金田氏は、2004年3月まで株式会社三井住友銀行に勤務しておりました。当社は、同行から金銭を借り入れております。	東京証券取引所が定める独立性基準に抵触するような事由はなく、また当社は同氏がかつて所属した株式会社三井住友銀行から金銭を借り入れているものの、同氏は2004年3月に同行を退職し、すでに19年以上が経過していることから、同氏と同行の関係は希薄化しており、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
5	杣山氏は、2013年7月からはばたき総合法律事務所パートナー弁護士を務めています。2022年度において当社と同事務所との間には当社の法律問題への対応アドバイスの対価として報酬の支払いがございましたが、当該報酬の額は1百万円未満であります。	東京証券取引所が定める独立性基準に抵触するような事由はなく、またはばたき総合法律事務所と当社との間には取引関係があったものの、左記のとおりその年間取引額は1百万円未満と僅少であり、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断したことから、独立役員に指定しております。
6	—	東京証券取引所が定める独立性基準に抵触するような事由はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断したことから、独立役員に指定しております。

4. 補足説明

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。